

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2028年3月31日まで

2. 内 容

目 標 1	出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入します。
-------	---------------------------

【対 策】

2025年9月～

制度の内容の検討開始。

2026年4月～

制度の導入、社員への周知。

目 標 2	女性管理職の比率10%を目指します。
-------	--------------------

【対 策】

2025年4月～

人事評価において男女公正な評価になっているかを精査し、必要に応じて新たな評価基準を検討する。

2026年4月～

管理職層に対して、子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方見直し等に関する研修を実施し、女性の活躍推進に関する意識向上を図る。

目 標 3	女性従業員の育児休業取得率100%を維持するとともに対象男性従業員の育児休業取得率30%を目指します。
-------	---

【対 策】

2025年4月～

男性従業員の育児休業制度の活用推進を図るため、制度の個別通知の継続や育児休業取得事例等の紹介を行う。

2027年4月～

若手の労働者を対象に出産や子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修を実施する。